

不利益処分に関する処分基準 個票

上下水道局 下水道建設課

不利益処分の内容	特定既存単独処理浄化槽の管理者に対する除却等の措置に係る命令	
根拠法令等及び条項	浄化槽法附則第 1 1 条第 3 項	
処分基準	根拠条項	浄化槽法附則第 1 1 条第 3 項
	参考事項	栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例
	設定等年月日	令和 元年 6 月 1 9 日設定 年 月 日最終変更
処分基準	【 基 準 】	
	<p>1 対象となる者</p> <p>そのまま放置すれば生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障が生じるおそれのある状態にあると認められる既存単独処理浄化槽の管理者のうち、助言又は指導を受けても改善されない場合の勧告に係る措置をとらなかった者</p> <p>2 処分内容</p> <p>(浄化槽法附則第 1 1 条第 3 項)</p> <p>勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の期限を定めて、その勧告に係る措置（既存単独処理浄化槽の除却又は補修や附帯設備の交換）を命ずることができる。</p> <p>(浄化槽法附則第 1 1 条第 5 項)</p> <p>浄化槽法附則第 1 1 条第 3 項の命令に違反した者は、3 0 万円以下の罰金に処する。</p> <p>(浄化槽法附則第 1 1 条第 6 項)</p> <p>法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、浄化槽法附則第 1 1 条第 5 項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の刑を科する。</p> <p>3 行政指導及び処分の流れ</p> <p>(1) 助言又は指導（書面又は口頭） （浄化槽法附則第 1 1 条第 1 項）</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>(2) 勧告（勧告書） （浄化槽法附則第 1 1 条第 2 項）</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>(3) 命令（除却又は改善命令書） （浄化槽法附則第 1 1 条第 3 項）</p>	